

[Microsoft 365 サービス約款(ディストリビューター:SBC&S 株式会社)]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1]サービス提供者

本サービスは、Microsoft Corporation (ディストリビューター:SB C&S株式会社)をサービス提供者として提供されます。

[2]サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3]対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4]ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5]ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

[6]サポートサービス

- 1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、サービス開始通知に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7]オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8]サービス料金

- 1.利用料
(1)本サービスの利用料はサービス明細に定める契約期間の種類に応じて「年間契約」の場合は「月額固定制」、「月間契約」の場合は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
- 2.その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9]サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。また、お客様は、本サービスの利用開始のために必要な手続においてサービス提供者所定の申請書類の記入代行をJBCCに求める場合は、当該書面に記載の各種条件に予め同意するものとします。

<https://licensecounter.jp/office365/csp/office365-policy.html> (ご利用規約/マニュアル一覧)

<https://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/terms.pdf> (マイクロソフト顧客契約)

<https://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/finance-terms.pdf> (Microsoft Customer Agreement) ※お客様が金融機関である場合

<https://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/support-terms.pdf> (Microsoft CSPサポートサービス規約)

<https://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/education-terms.pdf> (Microsoft CSP 教育機関向け商品 サポートサービス規約)

<https://cas.softbank.jp/privacy/protect/> (個人情報の取り扱いについて)

<https://cas.softbank.jp/info-overseas/> (海外メーカーへの域外移転に関する情報提供)

<https://cas.softbank.jp/privacy/index.html> (SBC&S個人情報について)

[10]契約期間

- 1.共通契約条項の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、「月額固定制」の場合はサービス開始日の属する月の1日から1年間、「月額固定制」の場合はサービス開始日の属する月の1日から1ヶ月間とします。
- 2.本サービスのライセンスが追加される場合、追加分にかかる本サービスの契約期間は、追加ライセンスにかかるサービス開始日の属する月の1日からのから既存ライセンスのサービス終了日までとします。また、契約期間途中におけるライセンスの削減はできないものとします。
- 3.契約期間満了の1ヶ月前までにお客様からJBCCへ契約終了の申し入れがない限り、「月額固定制」の場合は契約期間が1年間、「月額固定制」の場合は契約期間が1ヶ月間それぞれ自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

特則条項

[Microsoft 365 サービス約款 (ディストリビューター:SBC&S 株式会社) 特則]

[11] プライスプロテクション

本サービスの利用料は、契約期間中は変更されません。ただし契約更新時については、JBCC またはサービス提供者がお客様に事前に通知することにより、契約更新後の利用料が変更されることがあるものとします。

[12] サービス開始日の通知

サービス開始日は、以下の要領に従い通知されるものとします。

- 1.案内通知の名称: **【Microsoft Office365】**サービス開始のお知らせ
- 2.通知者: Microsoft(CSP)受注センター
- 3.サービス開始日: 契約開始日欄記載のとおり
- 4.契約期間等: 上記「[10]契約期間」記載のとおり